

指定管理者業務仕様書

本書は、丹波山村川つり場、レクリエーション広場、ローラーすべり台、スケート場指定管理者募集要項と一体のものであり、丹波山村川つり場、レクリエーション広場、ローラーすべり台及びスケート場（以下「水源の里施設」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、丹波山村（以下「村」という。）が指定管理者に要求する管理運営業務の内容及びその基準等を示すものである。

第1 水源の里施設の基本方針等

1 水源の里施設の目的

- ・ 丹波山村川つり場
- ・ 丹波山村レクリエーション広場
- ・ 丹波山村ローラーすべり台
- ・ 丹波山村スケート場

丹波溪谷周辺の恵まれた自然を生かし、住民の健康増進を図るとともに、釣りやスポーツを中心とした観光を通じて、広く県内外の人々に自然に親しんでもらい、地域振興と地域間交流の促進を図ることを目的とした施設である。

2 管理運営に関する基本的事項

（1）管理運営に関する基本理念

指定管理者制度は、従来の公の施設の管理委託制度とは異なり、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。

このため、指定管理者は自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要がある。

村は、施設の設置者として、必要に応じ指定管理者に対して管理運営に関する指示等を行うものとする。

（2）管理運営に当たっての留意事項

指定管理者は、管理運営を行うに当たり、次の項目に留意しなければならない。

- ア 水源の里施設の目的及び機能に基づいた管理運営を行うこと。
- イ 公の施設であることを常に念頭に置いて、利用者への公平なサービスの提供に努め、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

ウ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮減に努めること。

エ 水源の里施設が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。

オ 施設内での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。

カ 村と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、村の施策に対し積極的に協力するよう努めること。

キ 管理運営を行うに当たり地域との連携・協調に努めること。

ク 関係法令等の遵守

指定管理者は、水源の里施設の管理運営を行うに当たり、次に掲げるものをはじめ、関係法令等を遵守しなければならない。

(ア) 地方自治法（昭和22年法律第67号）

(イ) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）

(ウ) 丹波山村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年丹波山村条例第3号）

(エ) 丹波山村水源の里保健休養施設の設置及び管理に関する条例（平成4年丹波山村条例第1号）以下「水源の里条例」という。

ケ 緊急時の対応

(ア) 指定管理者は、災害時、緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての的確な対応を行うこと。

(イ) 利用者の急な病気、けが等に対応できるよう近隣の医療機関と連携し、的確な対応を行うこと。

(ウ) 敷地内及び施設内での火災、犯罪等の防止に努めるとともに、発生時には的確に対応すること。

(エ) 災害などにより、村が水源の里施設を住民避難場所として使用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。

コ 帳簿の記帳

指定管理者は、水源の里施設の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、帳簿について10年間、証拠書類については5年間保存すること。

また、これらの関係書類について、村が閲覧を求めた場合は、これに応じるものとする。

サ 環境配慮の推進

省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

第2 利用期間（営業期間）等

1 利用期間、利用時間及び休業日等

各施設の利用期間、使用時間及び休業日等については、指定管理者の候補者と協議し、村長の承認を得てこれを変更することができる。なお、現行の利用期間等は次のとおりである。

施設名	利用期間	利用時間
丹波山村川つり場	3月15日～11月30日	午前8時～午後5時
丹波山村レクリエーション広場	3月15日～11月30日	午前6時～午後9時
丹波山村ローラーすべり台	3月15日～11月30日	午前9時～午後5時
丹波山村スケート場	12月20日～2月10日	午前9時～午後3時

2 指定期間中の利用期間、利用時間及び休業日等の変更

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ村長の承認を得て変更することができる。また、臨時に休業すること、休業日に営業することができる。

第3 指定管理者が行う業務の範囲

1 事業の実施に関する業務

- (1) 水源の里施設の運営に関する業務（村長の権限に属する業務を除く。）
- (2) 水源の里施設の利用の許可に関する業務
- (3) 水源の里施設の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) その他、水源の里施設の設置目的を達成するために村長が定める業務

2 水源の里施設の利用に関する業務

- (1) 利用促進業務
- (2) 交流促進業務

3 水源の里施設の維持管理に関する業務

- (1) 施設保守管理業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 備品管理業務
- (4) 植栽管理業務
- (5) 清掃業務
- (6) 保安警備業務
- (7) その他の業務

4 管理運営業務

- (1) 組織体制及び人員配置
- (2) 事業計画書の作成業務
- (3) 事業報告書の作成業務
- (4) 関係機関との連絡調整業務
- (5) 指定期間終了後の引継業務

5 その他管理運営に必要な業務

第4 事業の実施に関する業務の基準

指定管理者は、水源の里施設を利用し、次に掲げる事業を実施するものとする。なお、事業の実施に当たっては、水源の里施設が有する機能を充実・発展させるよう努めるものとする。

1 地域振興及び地域間交流の促進業務

指定管理者は、村と連携を図り、釣りやスポーツを中心とした観光を通じて、広く県内外の人々に自然に親しんでもらい、地域振興と地域間交流の促進を図ること。また、村内の商工業者や観光業者との連携を密に行うこと。

2 村民の健康増進に関する業務

指定管理者は、村民の健康増進施設としての役割を認識し、必要なサービスを提供すること。

3 その他の業務

指定管理者は、事業の実施状況を記録した業務日誌を作成するとともに、一定期間保管し、村の求めがあったときは閲覧に供すること。

第5 施設等の利用に関する業務の基準

1 施設等利用許可業務

(1) 利用の許可

施設及び管理運営上支障があるとき並びに水源の里条例第15条に該当するものを除き、指定管理者は利用希望者に、水源の里施設の利用を許可するものとする。

・利用の許可の制限に関する事項

ア 水源の里条例第15条の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは、指定管理者は利用の許可をしないものとする。

イ 指定管理者は利用の制限に関する基準を、あらかじめ定めること。また、制限に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

(2) 施設使用料の設定

- ア 施設使用料は、水源の里条例第17条別表第3に定める料金とする。
- イ 指定管理者は、水源の里条例第18条の規定により、施設使用料を減免することができる。
- ウ 指定管理者は、水源の里条例第18条の規定により、施設使用料を減免する場合は、基準について、あらかじめ村長と協議して定めるものとする。また、減免に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

(3) 施設使用料の徴収

- ア 指定管理者は、施設の利用許可にかかる施設使用料を自己の収入として徴収する。また、施設使用料は前納を原則とするが、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。
- イ 徴収した施設使用料は還付しないものとするが、水源の里条例第19条により還付しようとする場合は、還付する場合の基準について、あらかじめ村長と協議して定めるものとする。また、還付に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

(4) 自主事業

指定管理者は、施設の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、指定管理の対象となる敷地及び施設内で自らの責任と費用により自主事業を行うことができる。

自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、あらかじめ村長の承認を受けるものとする。

(5) 利用の受付、許可

- ア 利用の申請書等の書類が必要な場合は、指定管理者において作成すること。
- イ 催しの実施のための施設の利用許可に当たっては、催しの利用目的等利用上問題がないことを確認した上で許可すること。
- ウ 催しの準備、撤去の作業時及び開催時の音響、騒音等で周辺住民へ悪影響を及ぼさないよう指導すること。

(6) 利用の留意事項

- ア 水源の里施設の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応をすること。また、その内容を村へ報告すること。
- イ 施設、附属設備、備品等を利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、利用方法、注意事項の十分な指導、説明、助言を行うこと。

2 利用促進業務

指定管理者は、水源の里施設の設置目的を踏まえ、地域住民間のふれあい、都市と地域の交流を図ることを目的とした各種自主事業を実施するなど、施設の有効活用と利用促進に努めること。

第6 水源の里施設の維持管理に関する業務の基準

指定管理者は、水源の里施設の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に円滑に行われるように、水源の里施設の維持管理業務を行うこと。

1 施設保守管理業務

指定管理者は、水源の里施設を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、美観を維持することに努めるとともに、建物等に不具合を発見した際には、速やかに改善が図られるよう適切に対処すること。

2 保守点検業務

指定管理者は、附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のため、法定点検及び機能維持のための外観点検、機能点検、整備業務等を行うこと。

また、故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに改善が図られるよう適切に対処すること。

3 備品管理業務

指定管理者は、村の所有する備品については備品台帳等により適切に管理すること。また、村の所有する備品について、利用に支障をきたさないよう管理を行うとともに、不具合が生じた場合は、速やかに改善が図られるよう適切に対処すること。

4 植栽管理業務

指定管理者は、水源の里施設の植栽樹木等の維持管理に当たっては、美観及び衛生において良好な状態に保つため、散水、施肥、害虫駆除、剪定、除草、刈込み等の必要な処置を講ずること。

5 清掃業務

指定管理者は、水源の里施設について、良好な衛生環境、美観の維持に心がけ、公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

6 保安警備業務

指定管理者は、水源の里施設の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が施設を安全かつ安心して利用できるよう施設全体の保安警備に努めること。

7 その他の業務

指定管理者は、施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成するとともに、一定期間保管し、村の求めがあったときは閲覧に供すること。

第7 管理運営業務の基準

組織体制及び人員配置

指定管理者は、管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。なお、職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。

また、指定管理業務について総括的な責任を持ち、利用者に対して水源の里施設を代表する総括管理責任者（以下「責任者」という。）を1名配置すること。

1 事業計画書の作成業務

指定管理者は、毎年度12月末までに翌年度の管理運営業務に関する事業計画書を作成し、村に提出すること。なお、作成に当たっては、村と調整を図ること。

2 予算資料の作成

指定管理者は、村が水源の里施設の管理運営に係る予算を措置するために必要とする資料を作成すること。なお、具体的な資料の内容、提出時期（12月頃）については、別途指示する。

3 事業報告書の作成業務

（1）年次報告書

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に管理運営業務に関する事業報告書を村に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりです。なお、詳細については、村と指定管理者が締結する協定で定める。

- ア 水源の里施設の管理運営業務の実施実績及び利用実績
- イ 施設使用料等の収入の実績
- ウ 水源の里施設の管理経費の収支決算

（2）月次報告書

指定管理者は毎月報告書を作成し、翌月10日までに村に提出すること。報告書の詳細は村と指定管理者が締結する協定で定める。

4 関係機関との連絡調整業務

指定管理者は、関係機関との連絡調整を図ること。

5 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間終了後若しくは指定の取消し等により次期管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

第8 その他管理運営に必要な業務の基準

1 個人情報保護

指定管理者は、水源の里施設の管理運営を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取扱いに十分留意し、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。(別記参照)

2 情報公開

指定管理者は、公の施設の管理に関する情報の公開を行うために必要な措置を講ずること。

3 監査

丹波山村監査委員等が村の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、実地に調査し、又は必要な記録の提出を求める場合がある。

4 指定管理者指定期間開始前に行う業務

- (1) 協定項目についての村との協議
- (2) 業務等に関する各種規程の作成、協議

5 リスクの分担及び保険への加入

水源の里施設の管理運営に関する基本的なリスク分担の方針は次のとおりとし、指定管理者は、これらに基づく自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に参加すること。なお、火災保険については村が加入する。

項 目	内 容	丹波山村	指定管理者
制度等の変更	指定管理業務に影響を及ぼす法制度の改正等	※協議事項	
	募集要項等の誤り及び内容変更による経費の増	○	
物価等の変動	人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴う経費の増		○
	管理期間中のインフレ・デフレ	※協議事項	
	管理期間中の金利変動		○

利用者の変動	指定管理者の営業及びサービス水準に起因する利用者の減少		○
	競合施設の発生による利用者の減少		○
	管理者の責によらない利用者の減少（災害、伝染病等）	※協議事項	
	上記以外の事由による利用者の減少	※協議事項	
資金調達等	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
運営リスク	事故、災害、伝染病等による臨時休業等	※協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休業等		○
	改修、修繕、保守点検等による臨時休業等（施設等の一部の利用停止を含む）	※協議事項	
施設等の損傷	事故・火災等によるもの	※協議事項	
	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
	経年劣化による設備機器の不調	○	
	上記以外の事由による施設等の破損	※協議事項	
事故関連リスク	管理者の瑕疵による事故の発生		○
	安全対策の不備による事故の発生		○
	衛生管理の不備による事故の発生		○
	上記以外の事由による事故の発生	※協議事項	
利用者等への損害賠償	施設等の管理上の瑕疵に係るもの		○
	上記以外の事由によるもの	※協議事項	

※協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

第9 モニタリング

村は、指定管理者の管理運営業務に関するモニタリングを次のとおり実施する場合がある。なお、詳細については、村と指定管理者で締結する協定で定める。

1 モニタリングの方法

（1）定期モニタリング

村は、指定管理者から提出された事業報告書、その他の報告等により、指定管理者の業務の実施状況が村の要求基準を満たし、適正かつ確実なサービスが提供されているかについて確認する。

(2) 随時モニタリング

村は、必要があると認めるときは、指定管理者に対して随時モニタリングを実施する。随時モニタリングは、指定管理者に事前に通知した上で施設の維持管理、経理状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することができる。

2 業務不履行時の処理

- (1) 管理運営業務が要求基準を満たしていない場合又は利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合、村は指定管理者に対して改善の指示を行うことができる。
- (2) 村は、指定管理者が村の指示に従わないときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。

個人情報取扱特記事項

（基本事項）

- 第1 指定管理者は、個人情報保護の重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

- 第2 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。指定管理者としての指定期間が終了し、又は指定が解除された後においても、同様とする。
- 2 指定管理者は、この業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、丹波山村個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に基づき処罰される場合があること、その他個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

（収集の制限）

- 第3 指定管理者は、その業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（適正管理）

- 第4 指定管理者は、その業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（利用及び提供の制限）

- 第5 指定管理者は、丹波山村（以下「村」という。）の指示又は承認があるときを除き、その業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

- 第6 指定管理者は、その業務を処理するために村から提供された個人情報が記録された資料等を、村の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 指定管理者は、村の承認があるときを除き、個人情報を取り扱う事業を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 指定管理者は、その業務を処理するため村から提供を受け、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに村に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、村が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第9 指定管理者は、その業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、指定管理者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(事故報告)

第10 指定管理者は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに村に報告し、村の指示に従うものとする。